

令和7年7月

鶴岡市立西郷小学校吊下げ式バスケットゴール改修工事

現 場 説 明 事 項

鶴岡市教育委員会 管理課

■ 一般事項

1. 工事概要

西郷小学校屋内運動場内の吊下げ式バスケットゴール(ステージ側)0.5対の改修

2. 工事場所

鶴岡市下川字樋渡100番地

3. 遵守法令

地方自治法及び鶴岡市契約に関する規則同約款並びに、工事实施にあたり適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。

4. 下請け契約の遵守

請負人は「山形県建設工事標準下請契約約款」並びに、「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」を遵守のこと。また、国土交通省総合政策局建設業務課作成の「建設業法令遵守ガイドライン」に基づくチェックリストを作成の上、下請指導責任者を選任し、市の承諾を得ること。

5. 官公庁への手続き

工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、速やかに行うこと。

6. 入札保証金

免 除

7. 契約保証

鶴岡市建設工事請負契約約款第4条による保証を付すること。

8. 前金払い・中間前金払い

前金払いについては、鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第2項による。

また、中間前金払いについては、鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第3項及び第4項による。

9. 部分払い

支払い方法は鶴岡市建設工事請負契約約款第39条及び第44条によるものとし、適用は

【別表(1)】支払区分表のとおり。

10. 下請負の禁止

工事の大部分又は、全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

11. 設計変更及び請負代金の変更について

11-1.設計変更については、建設工事請負契約約款によるところであるが、その基本的な考え方や手続きについては「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(平成27年5月(令和2年7月一部改定)国土交通省官庁営繕部)によるものとする。工事の取り合わせ等による軽微な変更が生じた場合、設計変更は行わない。

11-2.賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は鶴岡市建設工事請負契約約款第26条第1項、第5項、第6項に記載のとおり。以下、抜粋。

「第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12箇月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」

「5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。」

「6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。」

12. 現場代理人の常駐義務

鶴岡市建設工事請負契約約款第11条による。条件付き一般競争入札において「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した場合は申請書に記載した技術者を現場に配置すること。

13. 主任技術者・監理技術者の配置

13-1.建設業法に基づき、監理技術者等の有資格者を専任で配置すること。条件付き一般競争入札において「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した場合は申請書に記載した技術者を現場に配置すること。なお、下請人についても再下請の額により建設業法に基づく監理技術者等の専任が必要となる場合があるのでこれについても十分留意すること。

13-2.建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者については、下記のとおりとする。（鶴岡市発注工事における監理技術者及び監理技術者を補佐する者の取扱いについて）
☐ 兼務可 / ☐ 兼務不可 / ☒ 対象外（☒印を適用）

14. 労働災害の防止

請負人は労働災害の未然防止に最善の処置をなすこと、又労働安全衛生法に定められた有資格者を選任し、市にその内容（権限、職務担当、資格、免許等）を明記した書面を提出し承認を得ること。

15. 設計図の製本

~~請負人は当該工事設計図書（A3版）1部を製本の上、契約締結の日から7日以内に提出のこと。~~

16. 共同企業体の運営委員会

共同企業体の代表者は、契約締結後すみやかに共同企業体編成表（運営委員会の組織及び運営規則）を提出し承認を得ること。

17. 工事の出来高に伴う所有権

工事目的物に対し、部分払いをした出来高部分の所有権は部分払いをした時点において鶴岡市（契約者 甲）に帰属するものとする。尚、所有権の移転後といえども竣工検査に合格し目的物すべてを引き渡すまでは、その部分についても善良なる管理者の注意をもって管理をなし、若し損害等を与えた時はすべての損害を賠償すること。

18. 建設業退職金共済制度の適用

中小企業退職金共済法に基づいて国がつくった「建設業退職金共済制度」である建設業退職金共済組合にかかる掛金について、当該請負工事に必要な作業員に係る掛金収納書を、契約締結後30日以内に提示すること。

19. 火災保険等

鶴岡市建設工事請負契約約款第59条による火災保険等を付すること。保険対象期間は、現場乗り込み時期から竣工期限+14日とする。

20. 施工条件

- ・工事資機材搬出入大型車両については児童登校完了（8：20）以降の学校敷地内進入とする。
 ※人員輸送普通車両は進入可
- ・作業日時については、土曜日及び日曜日を除く祭日の8時から17時までを基本とするが、土曜日及び祝日のテスト実施日等学校行事に関連して、作業内容（騒音、振動※特に斫り作業）に条件がある日あり。
- ・工事現場事務所設置及び作業ヤードについては学校敷地一部利用可。監督職員と調整の上、学校側に仮設計画を提示し了承を得るものとする。
- ・学校敷地内は全面禁煙であり、学校周辺道路上での喫煙については禁止に配慮すること。

2.1. 質問について

別紙の通り

2.2. 入札会

別紙の通り

2.3. 入札書宛名

鶴岡市長 皆川 治

2.4. 工事名

鶴岡市立西郷小学校吊下げ式バスケットゴール改修工事

2.5. 竣工期日

令和7年12月26日(金)

※ 週休2日確保工事： ☐ 受注者希望型 / ☒ 対象外 (■印を適用)

(以下、受注者希望型の場合に適用する)

・本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する受注者希望型の週休2日確保工事対象である。

実施にあたっては「鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領」に基づくため、詳細については実施要領を確認すること。

・受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求できるものとする。

・週休2日とは対象期間において、下記事項の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- 1) 月単位の週休2日・・・対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
- 2) 通期の週休2日・・・対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
- 3) 完全週休2日・・・現場閉所による週休2日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態。なお、この場合の工事に要する経費の補正率は月単位の週休2日と同じとする。

・対象期間は工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

・現場閉所とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

・月単位または通期の4週8休以上とは下記事項の状態をいう。

- 1) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
- 2) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率または休日率が、28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。

・現場閉所率とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

・受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位または通期）を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。

・受注者は、週休2日確保工事（月単位または通期）を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日（月単位または通期）又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日に取り組む場合において、

あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

- ・受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

- ・受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

- ・受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

- ・受注者は工事が完成したとき、施工開始日・施工終了日・対象期間・現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料

(2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

- ・発注者は、実際の現場閉所状況（月単位の4週8休以上の現場閉所または通期の4週8休以上の現場閉所）を達成した場合、それぞれに応じた経費の補正にて変更設計を行うものとする。

- ・発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評価において評価するものとする。

- ・発注者は、週休2日確保工事において、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を受注者の求めに応じて発行するものとする。

- ・受注者は週休2日の確保について、発注者が行うアンケートに協力すること。

- ・受注者は、工事名表示板に月単位の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。

25-1. 猛暑日を考慮した工期の設定（■印を適用）

☐ 猛暑による作業不能日数（ 日間 ） ☒ 不採用

運用は「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について

（令和6年3月22日付 国営計第173号 国営建技第14号）による

26. 設計図書の返還

現場説明時交付した設計図、現場説明事項書等は入札当日、会社名記入の上、契約管財課に返還のこと。

上記その他の事項については、鶴岡市建設工事請負契約約款第16条による。

27. ウィークリースタンス等の推進

本工事は、受発注者協力のもと、工事の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めること目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

（取組内容）

初回打合せにおいて受発注者相互で確認、調整のうえ、次の各号に掲げる項目について積極的に取り組むものとする。

（1） 昼休みや17時以降開始の打合せは行わない。

（2） 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。

（3） 休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。

（4） 作業内容に見合った作業期間を確保する。

（5） 定時間際、定時後の依頼は行わない。

（6） ワンデーレスポンスの対応を徹底する。

（7） 工事又は業務の工程に影響する条件等を受発注者間で確認、共有する。

- ・災害発生等により緊急的な対応が必要な場合又は受発注者以外の都合等により、取り組むことが困難な場合については対象外とする。
- ・設計変更を伴う作業依頼については、国土交通省営繕部「営繕工事における設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

28. 情報共有システムの利用：（■印を適用）

□：情報共有システム利用の試行対象工事（以下、対象工事の場合に適用）

- （1）本工事は、情報共有システムを利用する試行の対象工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線を確保出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
- （2）使用する工事情報共有システムは、LGWAN 環境で利用できるものを選定し、監督員の承諾を得たうえで決定すること。
- （3）情報共有システムの利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
- （4）情報共有システムの利用については、「鶴岡市情報共有システム利用試行要領」に基づき実施すること。
- （5）これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
- （6）機能要件は、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」及び「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」とする。

※国土交通省ホームページ参照（http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/）

※受注者の申し出により情報共有システムを利用する場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。

※積算上の留意点

数量公開に伴う数量は参考数量であって、設計書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上何等の約束をするものではありません。また、数量はすべて所要数量です。これは「建築数量積算基準」に基づく標準割り増しを含んでいます。

数量内訳書の内容に疑問のある場合は、質問日に「数量内訳書に関する質問書」を作成し、契約管財課契約管財係に提出してください。

「数量内訳書に関する質問書」を提出する場合は、公開範囲内の内訳書及びその根拠となる資料を添付して下さい。根拠となる資料とは、部位別、階別の集計表です。添付資料のない「数量内訳書に関する質問書」は受付できません。

「数量内訳書に関する質問書」の質問内容によっては、追加資料の提出を求める場合があります。

■ 現場事項

1. 設計図書の優先順位

- 1 現場説明事項及び質疑応答書
- 2 特記仕様書
- 3 設計図
- 4 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」、建築物解体工事共通仕様書、「公共建築工事標準図」、「公共建築木造工事標準仕様書」
(いずれも最新年度版)

■ 建築工事編 / □ 機械設備工事編 / □ 電気設備工事編 (■印を適用)

5 金抜き設計書(参考)

2. 書面の原則

工事進行上の質疑、指示、請求などは必ず書面、または電子メールにより行う。

但し、情報共有システム等を使用する場合は協議の上、決定する。

3. 監理事務所

特記仕様書による。

4. 仮囲い

特記仕様書、仮設計画図による。また、通行人等の見やすい場所に、工事名、発注者名等を示す表示及び各種法令に基づく表示をすること。合わせて、工事概要を表示すること。

工事概要：体育器具の改修を行っています。

5. 工事車両の運行

道路管理者と事前協議のうえ、運行経路等その指示によること。交通事故防止に十分留意のこと。工事着工前、監督職員立ち会いの上道路現況の実測、写真記録を提出のこと。

6. 第三者への責任

工事施工による振動、騒音、粉じん、その他近隣環境への影響には特に注意し、付近住民、道路利用者等第三者に対するトラブルについては、請負人の責任において解決すること。

7. 労働災害の防止

現場の安全、衛生、災害の防止には最善の措置をなし、各々の責任者を終日現場に勤務させること。併せて労働安全衛生法等、定められた関係書類を監督官庁に提出し承認された<写>を市に提出のこと。

8. 仮設電力・用水

工事用電力は最寄りの電柱等より分岐使用することとし、これに要する手続、経費等は受注者の負担とする。工事用水施設設置に要する費用(工事費、水道料、基本料)も受注者の負担とする。

なお、学校運営に支障のない範囲内で子メーター設置による学校受電電力、水道水の一部利用希望については、別途協議による。※当該校電力契約デマンド量を超過しない場合に限る。

9. 原形復旧

道路、側溝等を損傷した場合は、その都度速やかに復旧し、工事用地は建物竣工までに着工前の状態に修復のこと。(釘・木片・コンクリート・くず等残さぬようにすること)

10. 工事用地

受注者が使用できる工事用地、場内の駐車場等は契約後、市監督職員と協議のうえ決定する。

11. 施工計画書

着工に先立ち工事の総合仮設計画や工種別施工計画書はすみやかに提出承認を得ること。

12. 工程表

契約後直ちに全工期内の実施工程表を提出し承認を得ること。又、補足として工程会議を2週間毎程度に開催するのでその都度工程表(予定と実施がわかるもので前後各2週間程度)を提出のこと。

13. 工事日報

工事全般の進行状況を毎日記録した日報を作成し、受注者において管理すること。また監督職員が求めた場合は月末にとりまとめた月報を提出すること。

14. 施工図及び原寸図

施工図、現寸図、見本等は早めに提出し承認を得ること。

15. 材料検査及び立会検査

- 1) 契約約款第14条により監督職員の検査をうけ合格したものでなければ使用できない。但し製作工程で試験検査を実施しなければならない材料、製品についてはすべて請負者の自主検査実施とし、その結果を報告し承認を得ること。
- 2) 試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合する事が確認出来ないものは公的試験の品質、規格、性能証明書、強度試験成績書等を提出すること。
- 3) 各設備工事も同様である。
- 4) 自主検査を必要とするものは別途指示する。

16. 保証書

防水工事等責任施工で保証期間を指定されたものは、受注者及び施工業者連名で保証書を提出すること。

17. 鉄骨加工組立業者

鉄骨加工、組立施工業者は、社団法人全国鉄鋼工業連合会認定の業者で且つ、市の認定をうけた者とする。

18. 超音波探傷検査

鉄骨溶接部分の非破壊検査を実施しなければならない。これを実施する場合は監督職員の立合いを求め、合格してから次の工程に進むものとする。尚、全溶接部分の探傷検査報告書を提出し承認を受けること。

19. 写真等

着工前から竣工までの工程写真を詳細に（各設備工事も同じ）撮影し、説明をつけアルバムにはり竣工時提出のこと。提出部数、仕様は、「鶴岡市建築工事引継書類作成・整理要領」の通り。

20. 竣工図・施工図

竣工図は黒表紙とし、表紙に打文字で工事名・工期・発注者・監理者・受注者、背表紙に工事名・工事年度を明記の上、製本して提出すること。

竣工図提出部数はA3縮小版1冊とし、竣工図PDFデータ、CADデータもあわせて提出すること。

21. 契約不適合責任の検査

工事目的物引渡後1年目及び2年目にて契約不適合責任の検査を行い、その結果受注者の責任による補修等が発生した場合は契約約款第46条を適用する。

22. 引き渡し

竣工検査合格後、下記のものを添付すること。

尚、引き渡し書類は蓋付プラスチックコンテナに収納の上提出すること。

1. 工事引渡書及びリスト表
2. 各工事ミルシート
3. 各試験データ及び配合表、記録測定表
4. 各保証書
5. 各官公庁検査合格書
6. カギリスト及び属品（プラスチック名札付）（キーボックス収納とする。）
7. 下請施工者住所、氏名、電話記入一覧表
8. 下請基本契約書、請書、下請約款（その都度）
9. 各器具、機械取扱い説明書及びカタログ
10. 使用上、保守管理上の注意事項記載書
11. その他必要と認めたもの

23. 使用木材について

木材の使用にあたっては、鶴岡市林業の振興に寄与するようつとめること。

24. 協力業者の選定及び仕様資器材の調達について

協力業者の選定及び使用資器材、労務の調達にあたっては地元業者を優先し、鶴岡市産業、経済の振興に寄与するようにつとめること。

尚、下請契約の締結においては、事前にその内容等について、市の承諾を必要とするので、一般事項第4項を遵守のこととし、資器材の購入先、品質、規格の選定においても同様とする。

25. 施工体制台帳の提出について

受注者は下請契約を締結した場合、施工体制台帳を提出すること。あわせて施工体系図を作成し工事現場に提示すること。

26. 工事に伴う発生材の処理について

工事に伴う発生材の処理については、建設リサイクル法（平成14年5月30日施行）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い、適切に処理すること。

27. 建設発生土の適正処理

本工事における全ての建設発生土の受入地については、下記の通りとする。これにより難しい場合は監督職員の指示によるものとし、設計変更協議の対象とする。

受入地が決定した場合は速やかに建設発生土受入同意書、運搬経路と距離を記載した位置図、受入地の写真（受入れ前）を監督職員に提出し、受注者の責任において適正に運搬・処理を行なうこと。また、建設発生土の処分状況を確認するため、受入れ前、受入れ中（抜粋で可）、受入れ後の状況写真を監督職員に提出すること。

なお、受入地が複数にわたる場合は、それぞれについて上記の書類を提出すること。

・建設発生土受入地（想定）の名称及び所在地：（■印を適用）

☐ スtockヤード（☐ 鶴岡市山田字境興屋地内 / ☐ 鶴岡市勝福寺前川原地内）

☐ 基盤整備事業（事業主体：山形県 搬出場所：）

■ その他（☐ 工事敷地内に敷き均し） / ■ 発生土なし）

・運搬距離：0km以内

28. 工事実績情報の登録について

当初契約時または変更契約時において、工事請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを速やかに監督職員に提出すること。

29. 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の提出について

当初契約時または変更契約時において、請負代金額が100万円以上の工事について、工事着手前に「再生利用資源計画書及び再生資源利用促進計画書」を作成し、監督職員に提出すること。また、工事完了時には「再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書」を作成し、データもあわせて監督職員に提出すること。

30. その他

1) その他特記なき細部については設計図書、公共建築工事標準仕様書及び建築工事監理指針を熟読の上、遵守すること。

2) 請負代金額内訳書及び工程表等は契約約款第3条により契約締結後7日以内に提出すること。

3.1. 契約

請負者は、入札結果及び契約事項確認書に基づき、契約を締結すること。

3.2. 質問について

質問事項をA4版中央左半分使用記入（右半分は回答欄として空白とすること）コピーのできる用紙に記入して提出のこと。

提出、回答日時 ～ 別表（1）記載の通り

3.3. 入札書

入札書の様式、記載要領は別紙のとおり。

3.4. 入札要領

入札時共同企業体として入札の場合は各委任事項については、特に留意すること。

3.5. 連絡（統一）

発注者から共同企業体代表者へ工事関係の通知指示等をした場合は、各構成員にも通知したことになるので留意すること。（鶴岡市建設工事請負契約約款第1条第12項）。

3.6. 問い合わせ

入札要領手続等に関しては随時下記で受け付ける。

総務部契約管財課契約検査係（0235）35-1154

〈適用範囲〉

- 一般事項の17項及び現場事項の33、34項は、当該工事について、事前に共同企業体の結成が承認された共同企業体に適用する。
- 一般事項の14項及び現場事項の17、18、23、27、29項は、該当する受注工事がある場合に適用する。

[別表（1）]

	年 月 日	時 間		場 所	
入札会	入札公告による	入札公告による		入札公告による	
質問受付期間	日時：入札公告による		文書：契約管財課		
回答書閲覧期間	日時：入札公告による		文書：契約管財課		
支 払 区 分 表					
工種／区分		前金払	中間前金払	部分払	摘 要
建築工事	令和7年度	あ り	な し	な し	
1. 前金払いは請負代金額の4/10以内とする。 （鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第1項及び第2項による。）					
2. 中間前金払いは請負代金額の2/10以内とする。 （鶴岡市建設工事請負契約約款第36条第3項及び第4項による。）					
3. 部分払いは鶴岡市建設工事請負契約約款第39条、第43条によるものとし、 適用は上記のとおり。					
※支払い条件 前金払い及び中間前金払いについて、債務負担行為（複数年に渡る工事）で 支払区分が【あり】の場合、当該年度に支払うものとする。					